

望ましい水環境像について

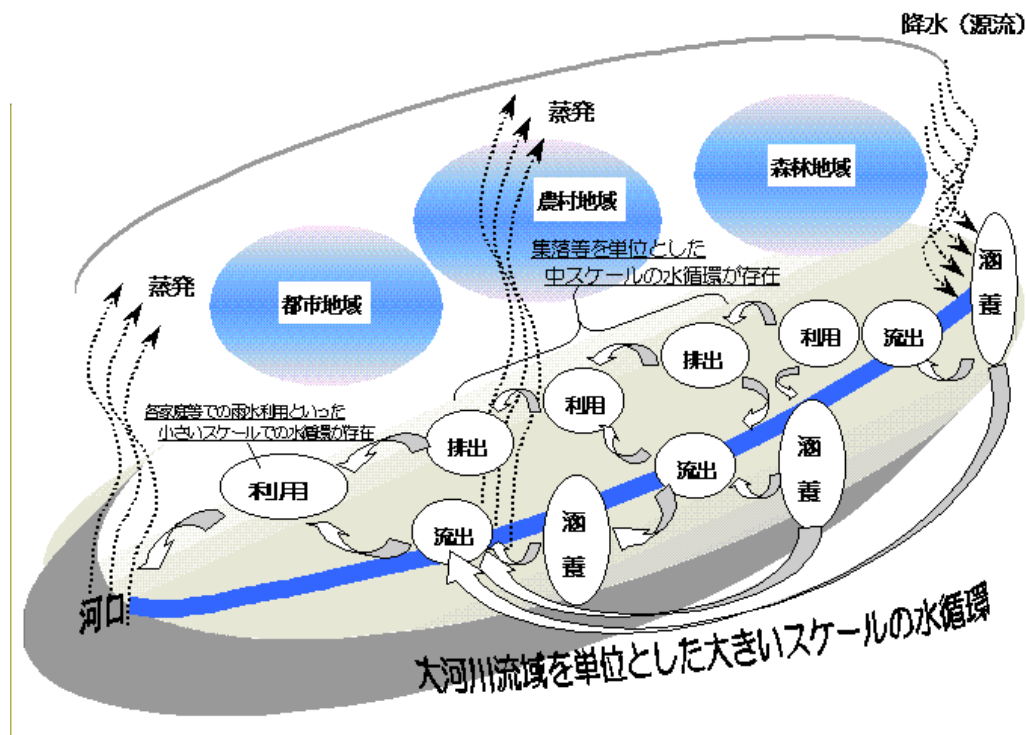
1. 水環境保全に関する取組

- 昭和 33 年 12 月 旧水質 2 法（公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水規制法）の制定
- 昭和 42 年 8 月 公害対策基本法の制定
- 昭和 45 年 4 月 「水質汚濁に係る環境基準について」閣議決定
- 昭和 45 年 12 月 水質汚濁防止法の制定
-
- 平成 5 年 11 月 環境基本法の制定
-
- 平成 6 年 12 月 環境基本計画の策定
「第 2 節 水環境の保全」において、その第 1 の施策の柱として「環境保全上健全な水循環の確保」を掲げる。
-
- 平成 6 ～ 7 年 水環境ビジョン懇談会
- 平成 7 年 10 月 「水環境ビジョン懇談会報告書～失われた「水と人との関係」の回復と新たな展開を目指して（今後の水環境保全のあり方）～」
水と人との関係を回復し、新たな望ましい関係を作りあげるには、水環境を水質のみならず、水量、水生生物、水辺地等を含め総合的にとらえるとともに、流域などの水循環に着目し、「場の視点」（水環境をそこに生きる人や生物との関わりを中心にとらえる見方）と「循環の視点」（水環境を流域全体における水循環の健全さからとらえる見方）をもってとらえることが必要であること、そのための柱として、①総合的な取組（水環境計画の策定など）、②学び、参加、協力、③共通目標の設定を提起。
-
- 平成 9 年 健全な水循環の確保に関する懇談会
①水環境を水質のみならず、水量、水生生物、水辺地等を含め総合的にとらえるとともに、②流域などの水環境に着眼し、「場の視点」（水環境をそこに生きる人や生物との関わりを中心にとらえる見方）に加えて、「循環の視点」（水環境を流域全体における水循環の健全さからとらえる見方）をもってとらえることの重要性などを指摘。
- <地域における水循環系健全化の取組（モデル的取組）>
○「都市の水循環再生構想策定マニュアル」作成時のモデル検討（H7～9） 建設省ほか
・ 神田川（東京都）、東川（埼玉県）、海老川（千葉県）、和泉川・平戸水谷川（神奈川県）、菩提川（奈良県）
○「流域水循環計画策定調査」（H10～12） 環境省
・ 岳南地域（静岡県）、黒部川（富山県）

平成 10 年 8 月 「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」の発足
 関係省庁の十分な意見交換等を通じて、健全な水循環系の概念等についての共通認識を形成するとともに、今後の連携・協力のあり方等の基本的事項について検討、整理を行うことを目的として発足。

平成 11 年 4 月 「環境保全上健全な水循環に関する基本認識及び施策の展開について～豊かな水の恵みの永続を目指して～」(中央環境審議会意見具申)

図 1 流域を単位とした水循環



平成 12 年 12 月 新・環境基本計画

戦略的プログラムの一つに「環境保全上健全な水循環にむけた取組」を位置づけ、場の視点からの取組に比較して遅れている流れの視点からの取組強化や流域における水循環の現状の診断や環境保全上健全な水循環計画の策定など流域単位での取組の推進を提唱。

<地域における水循環系健全化の取組(モデル的取組)>

- 「水循環系健全化に向けた総合施策検討調査」(H12～13) 関係省庁連携調査
 - ・江戸川・中川(東京都、埼玉県)、小畔川(埼玉県)、泉南地域(春木川、津田川、近木川)(大阪府)、糸島地域(福岡県)
- 「水循環回復検討基礎調査」(H12～13) 環境省
 - ・手賀沼流域(千葉県)(※平成 15 年 7 月「手賀沼水循環回復行動計画」策定。)

<その他地方公共団体等における主な取組>

- ・ 福島県水資源総合計画 (H13) 福島県
- ・ いばらき水のマスタープラン (H14) 茨城県
- ・ 東京都水循環マスタープラン (H11) 東京都
- ・ 水循環健全化大綱(仮案) (H12) 岐阜県
- ・ とやま 21 世紀水ビジョン (H3) 富山県
- ・ ひろしま水 21 プラン (H12) 広島県
- ・ くまもと水 21 プラン (H13) 熊本県
- ・ 水環境マスタープラン (H11) 神奈川県横浜市

平成 15 年 10 月 「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」

水循環の健全化に向けて地域で実践している主体に対し、どのような目標やプロセスで実際に取り組むかについて、地域が主体的・自立的に考え、具体的な施策を導き出すための基本的な方向や方策のあり方を提示。

平成 18 年 第 3 次環境基本計画の策定

重点分野政策プログラムに「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」が位置付けられ、流域全体を捉えて、環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進することを提唱するとともに、国が重点的に取り組む事項に加え、流域の住民、事業者、民間団体及び地方公共団体等に期待される取組を新たに位置づけ。

2. 水循環に関する取組状況

流域での環境保全上健全な水循環の構築に向けた計画策定への取組について、「重点を置いて実施している」「実施している」「すべて実施している」・「必要な施策は一部実施している」と回答のあった自治体数は下記のとおり。

平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
166	137	148	106

(出典：環境省『環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査』)

3. 水循環に関する取組の課題と今後の取組の方向性

(1) 計画策定の意義・目的の明確化

○健全な水循環系構築のための計画づくりの意義・目的を再度検証し明確にする。

例) ・個別計画の協議による整合性確保ではなく、統一的に進められる。

・関係者が一同に会することにより、関係者間の意思疎通・目標の共有が図られる。

・個々の計画策定・取組においても、水循環全体における個々の計画・取組の役割が明確になる。 など

○健全な水循環系構築による具体的な改善効果を再検証し明確にする。

例) ・水質の向上 ・河川流量の回復 ・水害の減少 ・水利用の効率化 ・生態系の回復

・湧水の復活 ・ヒートアイランド現象の緩和 など

(2) 関係省庁、関係主体の連携

<課題>

○個別の施策の展開は強化されているが、様々な関連する施策の取組に当たっては、これまでの施策相互の連携や協力を更に推進し、流域全体をとらえて、環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進するため、より一層、総合的かつ統合的な取組を着実に行うことが必要。

○各府省間の連携のみならず、地域単位で、地方支分部局、地方公共団体等を含めた連携を進めべき国、地方公共団体のほか、流域住民、事業者、民間団体等の協力も重要。

○望ましい水循環の姿を共有するとともに、水循環利用等に対する意識の共有を図り、官民の連携・協力のもと環境保全上健全な水循環の確保のための具体的な取組を実践するべき。

<今後の方向性>

○関係省庁連絡会議（「水循環に関する関係省庁連絡会議」又は「水問題に関する関係省庁連絡会議」）において、関係省庁間の連携を進める。

○水循環計画の新規策定又は改訂に当たって、関係部局との連携を図るとともに、事業者・住民の参加・意見聴取等が行われるよう支援する。

(3) 取組の評価

<課題>

○取組を着実に実施するためには、各取組について評価及びPDCAサイクルの確立が重要。また、一部の指標については、科学的定量的な評価が十分とは言えず、指標のさらなる検討が必要。

<今後の方向性>

○水循環計画における目標・指標（の例）の見直しを行う。

○水循環計画の評価・比較等が行えるような仕組みを検討する。

○水循環計画の新規策定又は改訂に当たって、目標項目・フォローアップ方法等についての見直しが行われるよう支援する。

(4) 気候変動への対応

<課題>

- 地球温暖化に伴う気候変動の一環としての降雨量の変化等も考慮に入れた取組が求められ、その際には、従来の対応方策等も見直しが必要となることが想定される。
- 水災害適応型社会の構築を目指すことが、今後、益々重要となり、具体的な対策について検討を進めていくべき。また、温暖化による水質への影響等についての解明や、雨の降り方の変化、少雪化等に伴い生じる渇水への対応も進めるべき。

<今後の方向性>

- 水循環計画の新規策定又は改訂に当たって、気候変動の影響を踏まえた将来像の設定がなされるよう支援する。

(5) 他分野との関係の考慮

<課題>

- 「生物多様性の保全のための取組」、「地球温暖化問題に対する取組」、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」との関係も考慮していく必要がある。

<今後の方向性>

- 水循環計画の新規策定又は改訂に当たって、目標項目・指標等の設定において、他分野に関する取組についても参考指標として盛り込むなどの検討が行われるよう支援する。

(以上の課題については「第三次環境基本計画の進捗状況・今後の展望について」(平成 19 年 11 月 中央環境審議会)及び「第三次環境基本計画の進捗状況・今後の展望について」(平成 21 年 11 月 中央環境審議会)においても同様の指摘あり。)

(6) 水循環に関する計画及びそれに基づく取組の実態把握

<課題>

- 環境省においても、事例集の作成等を行っているが、策定・調整担当部局における課題の把握や各取組の現場における意識の把握など、水循環に関する計画及びそれに基づく取組の実態把握を進める必要がある。

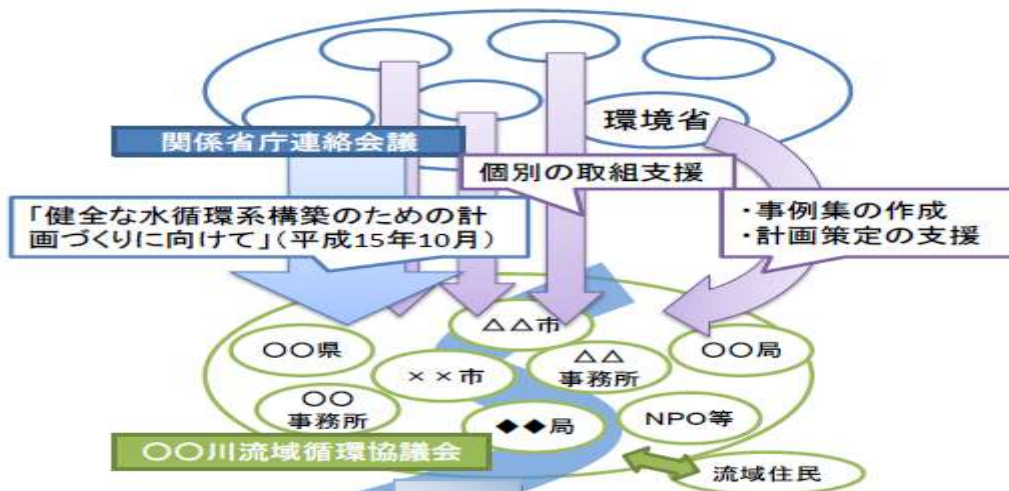
<今後の方向性>

- これまでに策定された水循環計画における目標及び取組について、実態と効果の把握を行い、計画及び実施体制の課題を整理する。例えば、Web 上で水循環計画の一覧等を作成し、流域内相互の調整や自治体間の情報共有を進める。

(7) 水循環に関する計画の策定及びそれに基づく取組の実施へのインセンティブの付与

- 各水循環計画の実施状況等を踏まえ、表彰等を行うなど優良事例の発信に努める。

現 状



今 後

<水循環総合サイト(仮称)>

A川計画 B川構想
C川循環計画 D川ビジョン
E川計画

<水循環計画一覧(比較表)>

項目 計画	プロセス				目標・指標				その他				
	協議会	住民参加	7+0-777	...	水質	水量	水辺	水生生物	...	低炭素	資源循環	森林	...
A川計画	○	○	○		○	○		○	○		○		○
B川構想	○		○	○	○	○	○		○				○
C川循環計画	○	○	○		○		○	○					○
D川ビジョン	○	○			○	○	○			○	○		○
E川計画	○		○	○	○		○	○					○

<評価指標等の見直し>
→資料5-2 水環境保全の目標について

環境省

関係省庁連絡会議

・情報発信
・個別取組の支援
・インセンティブの付与(表彰など)

〇〇県
〇〇事務所
××市
△△市
△△事務所
〇〇局
◆◆局
NPO等

〇〇川流域循環協議会

流域住民

・登録票の提出
・更新情報の通知

登録票イメージ

計画名	〇〇川流域水循環計画
策定主体	〇〇川流域水循環協議会
構成員	●●県、◎◎市、△△市、〇〇川河川事務所、◆◆地方局…
流域情報	面積：▽▽▽km ² 人口：▼▼▼万人
策定・見直し時期	平成□□年■月 (平成○○年時期見直し予定)
目標及びその期間	①△△△△△ (平成××まで) ②▲▲▲▲▲ (平成○○年まで)
住民参加	公聴会/パブコ/なし
別紙1	目標・指標一覧
別紙2	計画・取組の概要
...	